

事務連絡  
令和4年8月4日

一般社団法人島根労働基準協会 御中

島根労働局労働基準部健康安全課長

有害業務に係る歯科健康診断結果報告等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第83号。以下「改正省令」という。）が令和4年4月28日付け交付され、有害な業務に従事する労働者に対する歯科健康診断の結果の報告に係る改正を行ったところであり、改正省令につきましては令和4年10月1日から施行されます。

つきましては、貴団体におかれましても、歯科健康診断の適切な実施及び報告に関する本制度改正の趣旨を御理解いただき、会員事業場等に対して、別添リーフレットをもって広く周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

【リーフレット】

労働安全衛生法に基づく歯科医師における健康診断を実施しましょう！

（ URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/content/contents/001214211.pdf> ）

【参考添付】

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

（ 令和4年4月28日基発0428第1号 ）